



温暖化対策推進大綱

穂田真衣

佐久間祐綱

奈良建太郎

大綱の背景

- 1990年10月 地球温暖化防止行動計画
- 1998年 6月 地球温暖化対策推進大綱

(旧大綱)



環境省の地球温暖化対策推進本部
が作成

大綱の背景



大綱の背景

・京都議定書・・・日本に対し、6%の削減義務('90年比)

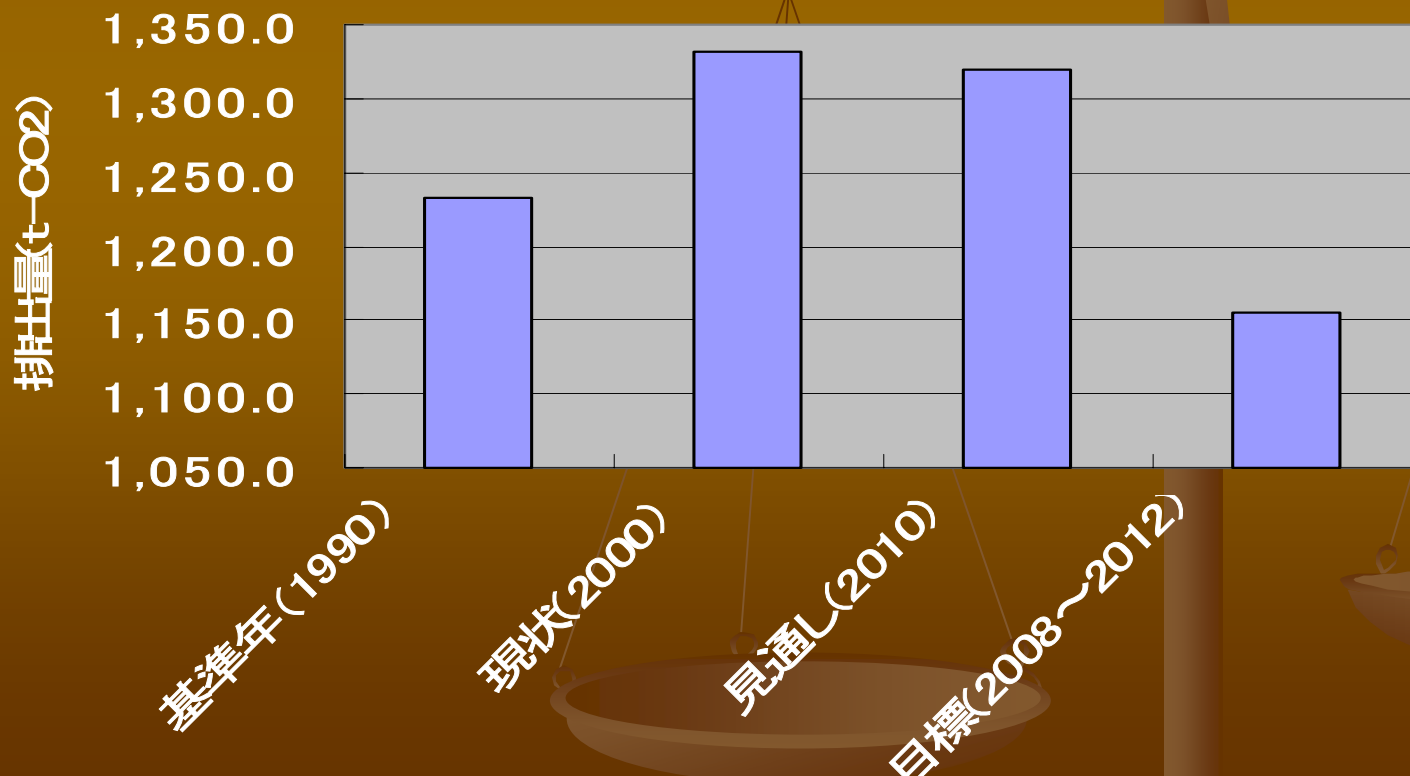
各国の削減義務一覧

目標	国
10%	アイスランド
8%	オーストラリア
1%	ノルウェー
0%	ニュージーランド、ロシア
-6%	日本、カナダ
-7%	アメリカ
-8%	欧州諸国連合(EU)

大綱の背景

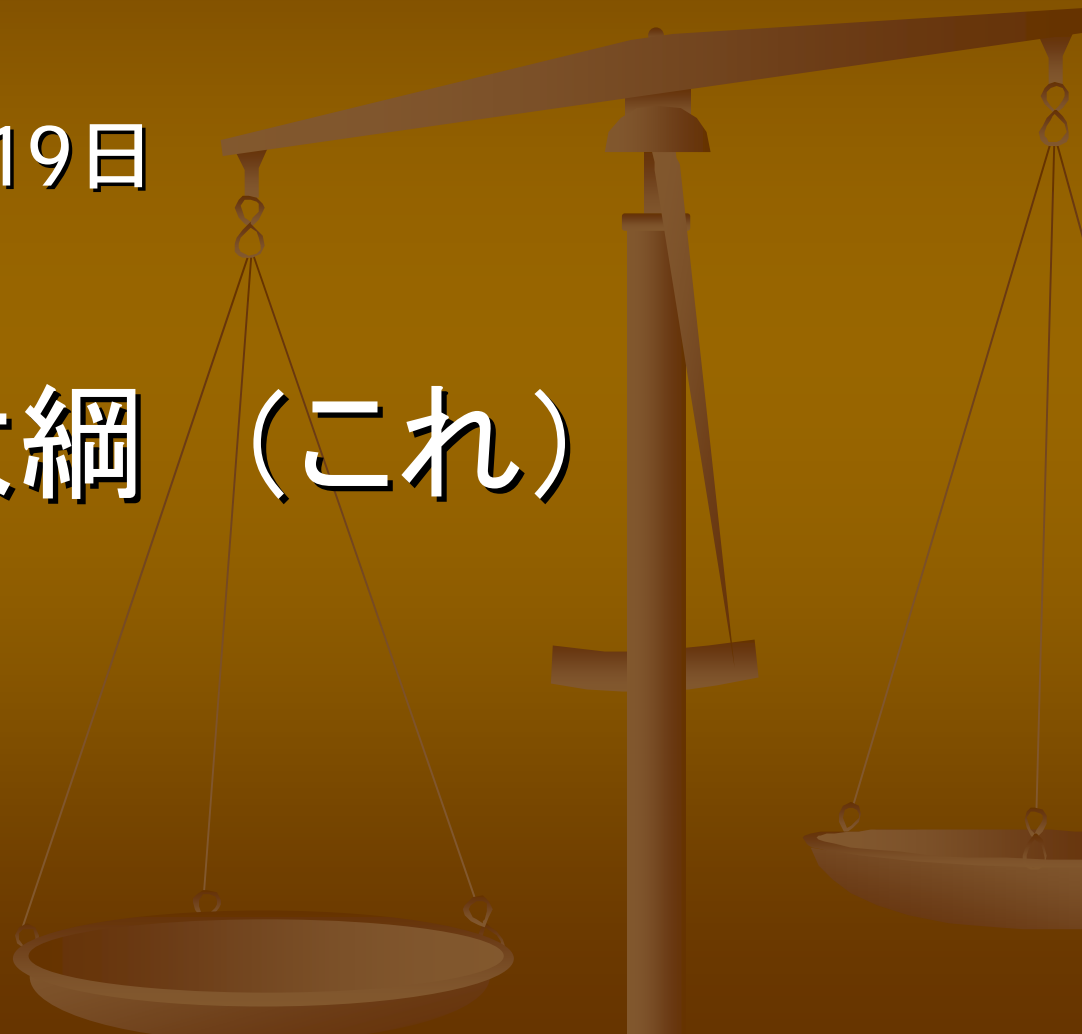
日本の温室効果ガス排出量

- ・1998年6月 地球温暖化対策推進大綱(旧大綱)
- ・2002年3月 地球温暖化対策推進大綱見直し(新大綱)



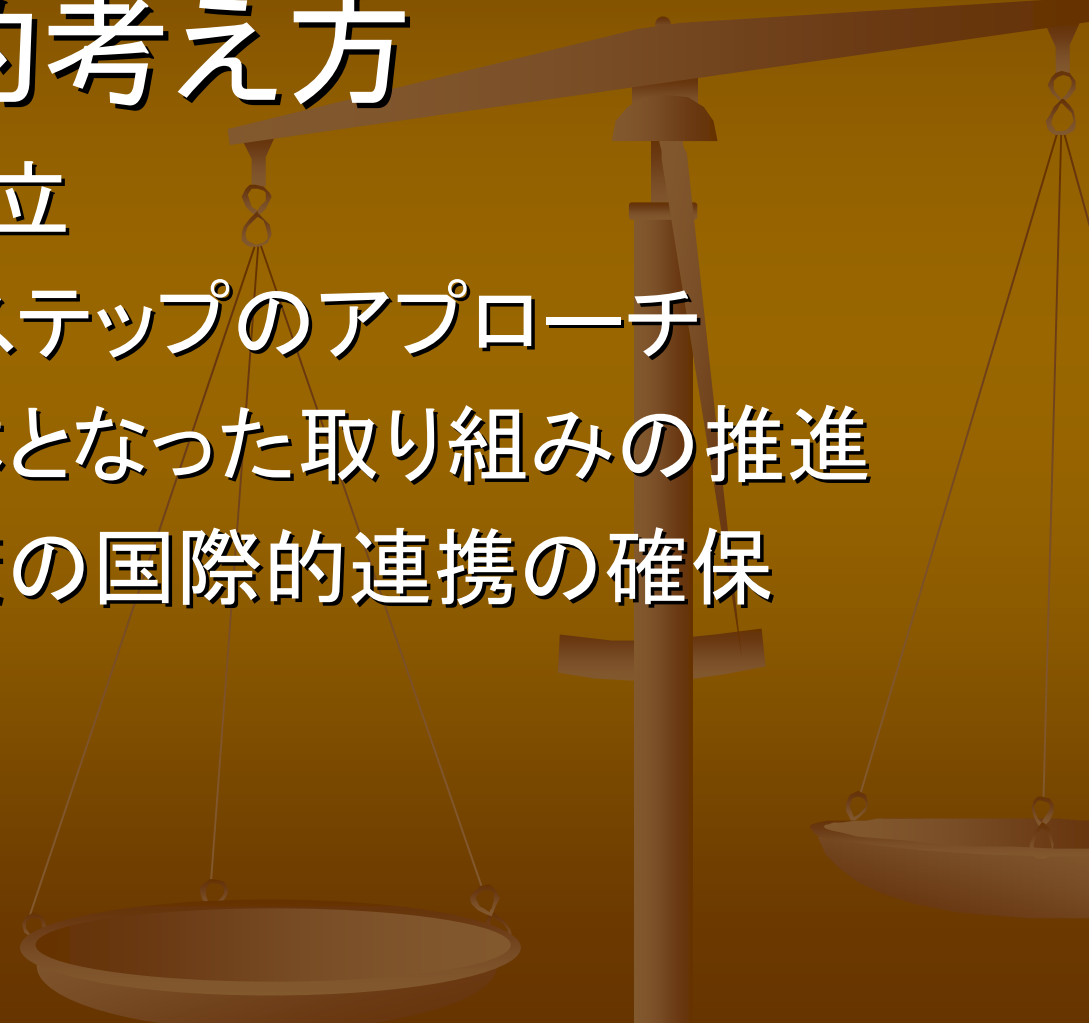
2002年 3月19日

新大綱 (これ)



新大綱の概要

4つの基本的考え方

- 環境と経済の両立
 - ステップ・バイ・ステップのアプローチ
 - 各界各層が一体となった取り組みの推進
 - 地球温暖化対策の国際的連携の確保
- 

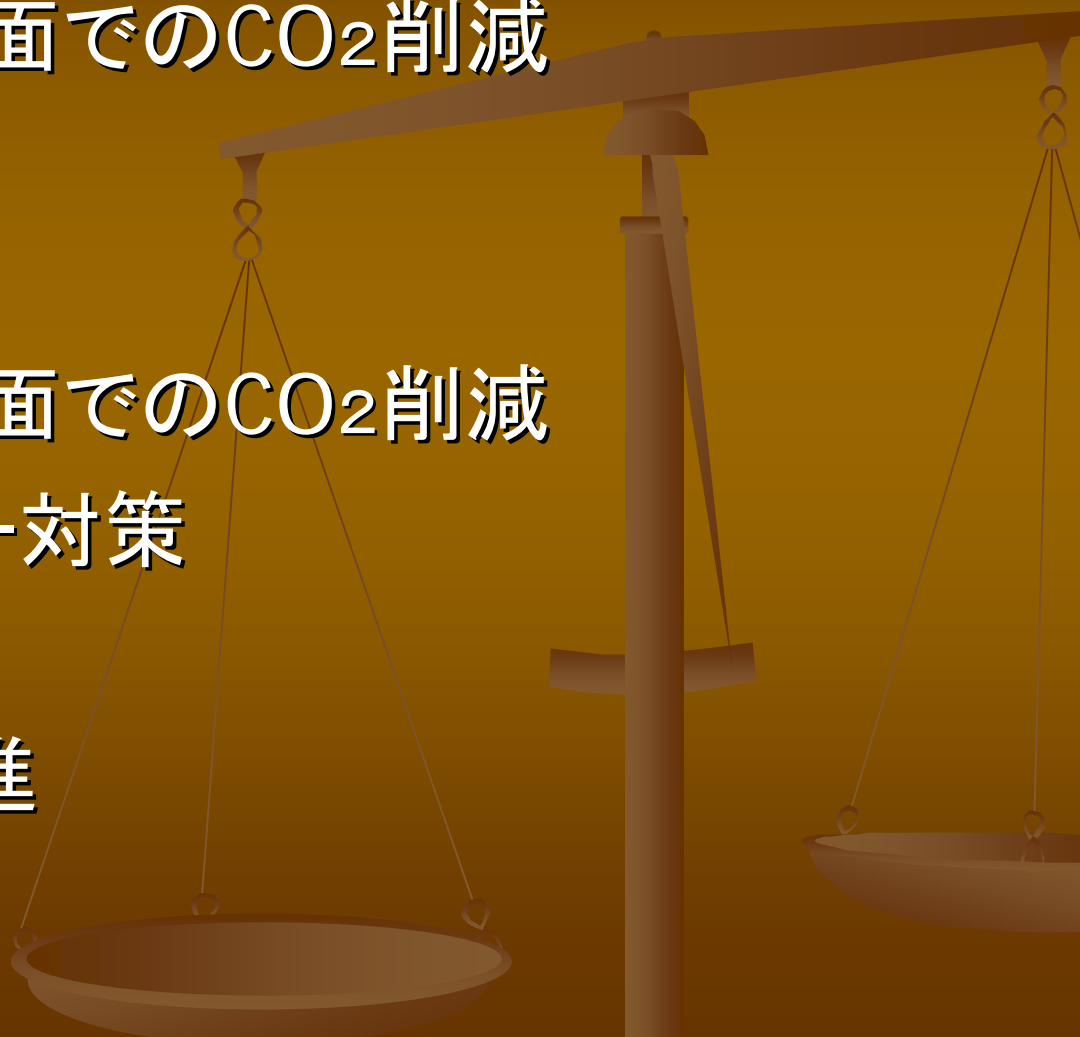
日本政府の「6%削減」の内訳

(第1約束期間・2008~12年)

対策の分野・区分	2002年大綱	1998年大綱
エネルギー起源CO2	0.0%	0.0%
非エネルギー起源CO2・メタン・一酸化二窒素	-0.5%	-0.5%
「革新的技術開発」「国民各層の更なる温暖化防止活動」	-2.0%	-2.0%
HFC・PFC・SF6(代替フロン等3ガス)	+ 2.0%	+ 2.0%
森林などの吸収源	-3.9%	-3.7%
京都メカニズム(※補完的)	-1.6%?	-1.8%?
合計	-6.0%	-6.0%

①エネルギー起源CO₂の削減(±0.0%)

- エネルギー需要面でのCO₂削減
⇒省エネ対策
- エネルギー供給面でのCO₂削減
⇒新エネルギー対策
⇒燃料転換等
⇒原子力の推進



省エネルギー対策①

- 産業部門 (46200万t-CO₂ ▲7%)
 - ・ 自主行動計画 & フォローアップ
 - ⇒ 経済団体連合会環境自主行動計画
 - … 1990年比±0%
 - … 34業種が参加
 - ・ 新たな省エネ型技術の開発・普及

省エネルギー対策①



■ 経済団体連合会環境自主行動計画

⇒地球温暖化対策&廃棄物対策

…1990年対比±0%

…34業種の参加

◎4つの特徴◎

- ・誰からも強制されない自主的な取り組み
- ・参加業種が極めて幅広い(←非製造業の参加)
- ・多くの産業が数値目標を掲げている
- ・定期的なレビュー
⇒第三者評価委員会によるフォローアップ

省エネルギー対策②

■ 民生部門(26000万t-CO₂ ▲2%)

- ・改正省エネ法に基づくエネルギー管理の徹底
- ・トップランナー方式(←家電・OA機器等)
- ・HEMSの開発・普及(←IT技術の活用)

省エネルギー対策③

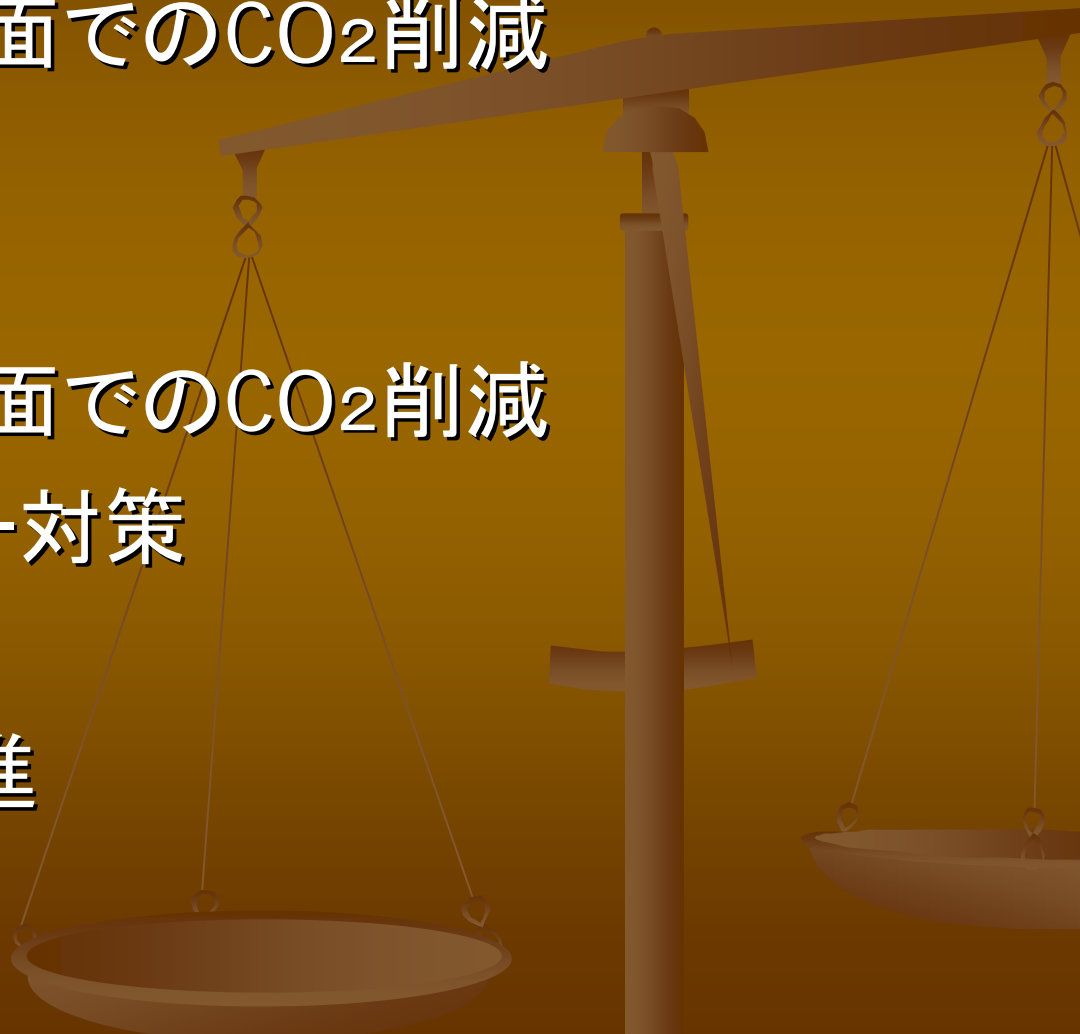
運輸部門

- 自動車の排出原単位の削減
- モーダルシフト
 - 公共交通機関
 - 海運
- 自動車走行需要の抑制

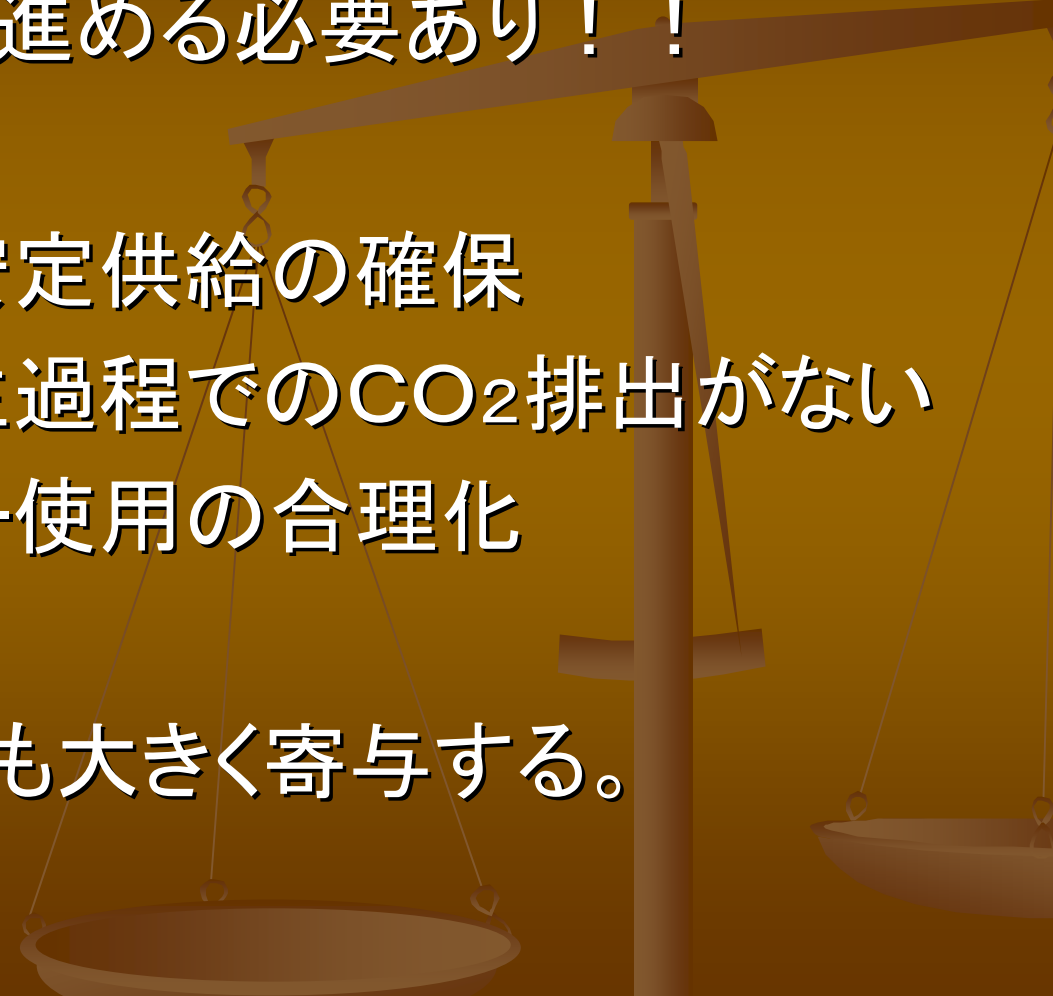


エネルギー起源CO₂の削減(±0.0%)

- エネルギー需要面でのCO₂削減
⇒省エネ対策
- エネルギー供給面でのCO₂削減
⇒新エネルギー対策
⇒燃料転換等
⇒原子力の推進



新エネルギー対策

- 積極的に導入を進める必要あり！！
 - ・エネルギーの安定供給の確保
 - ・エネルギー発生過程でのCO₂排出がない
 - ・化石エネルギー使用の合理化
- ⇒温暖化対策にも大きく寄与する。
- 

新エネルギー対策

■ 今後の対策

- ①導入段階における支援
- ②技術開発・実証段階における支援
- ③環境整備・普及啓発
- ④電力分野の新市場拡大措置の導入
(RPS法の提案)

⇒新エネルギーで石油換算1910万klの削減！
(2010年までに)

燃料転換



- よりCO₂の排出の少ない環境調和型へ
 - ⇒ 安定供給を確保しつつ…。
 - ⇒ 発電分野を中心に。
 - ⇒ 1800万t-CO₂の削減

① 転換の促進支援

② 環境整備

原子力の推進



- 安定供給 & CO₂排出ナシ
⇒ 温暖化の観点からも重要な電源
- 2010年までに原子力発電量を30%up！！
(2000年対比)
⇒ 要増設。
⇒ 原発を巡る様々なトラブル。
…2002年8月 東電トラブル隠し発覚！
⇒ 原発停止へ！！

②非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の排出抑制 → -0.5%

非エネルギー起源二酸化炭素

- ・廃棄物処理法、リサイクル関連法による廃棄物の減量化、木材・木質材料の利用拡大、農地における緑肥栽培、たい肥還元等の促進

メタン

- ・食品リサイクル法等による廃棄物の直接埋立の半減
- ・ほ場の管理の改善
- ・農業部門からの排出削減技術開発

一酸化二窒素

- ・下水道施設計画などによる下水汚泥の燃焼の高度化

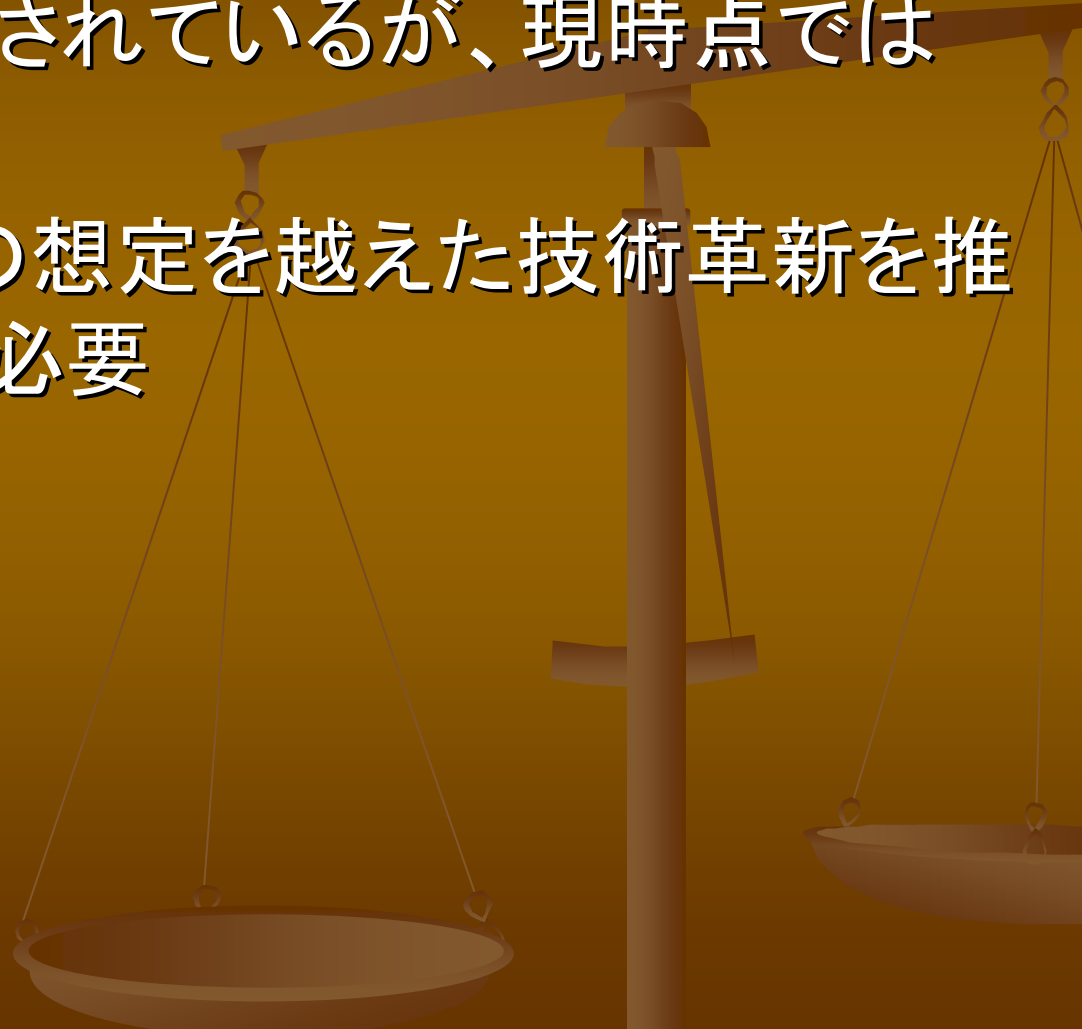
③革新的な環境・エネルギー技術の
研究開発＋国民各界各層による更なる
地球温暖化防止活動の推進

→ -2%

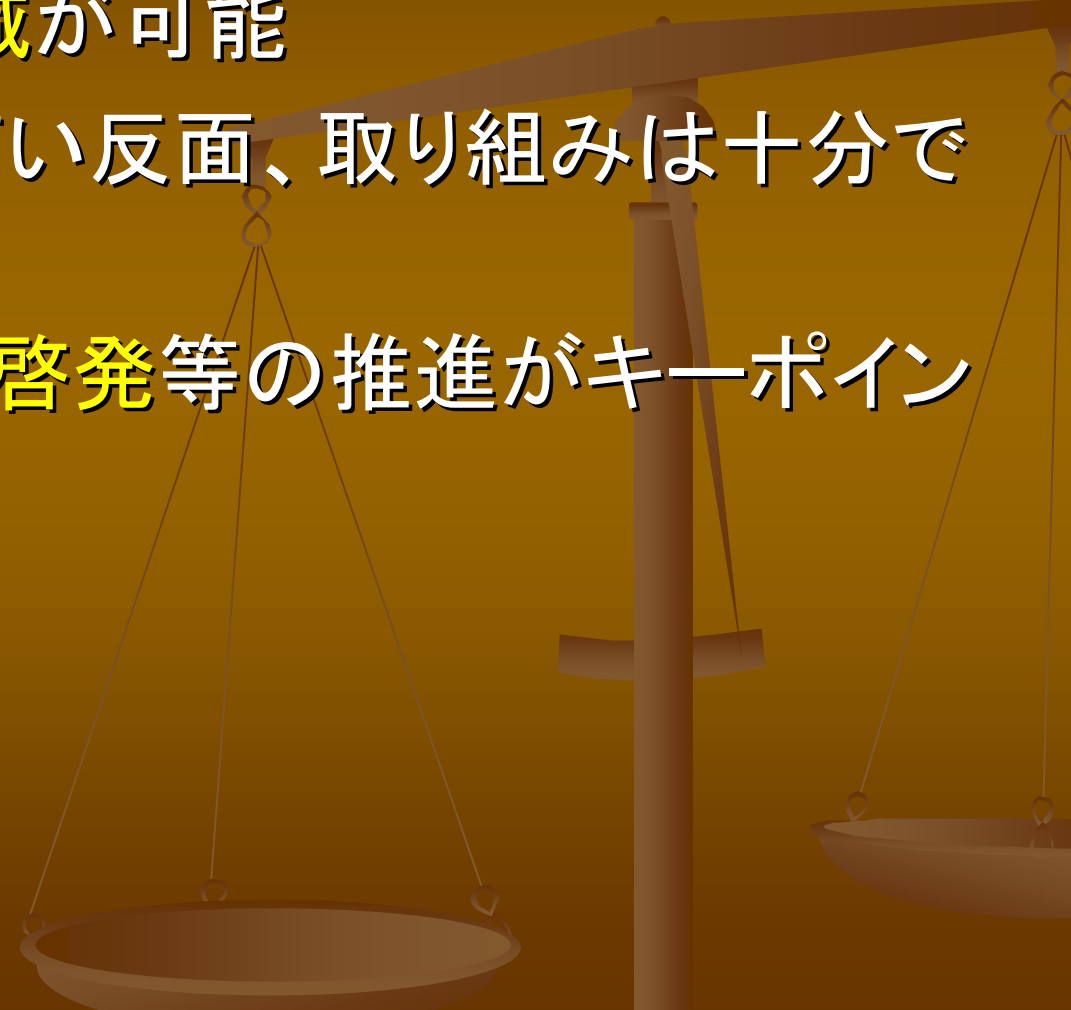


革新的技術開発

- 将来的には期待されているが、現時点では研究開発段階
- 引き続き、現在の想定を越えた技術革新を推進していくことが必要



国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進

- 最大で**1.8%削減**が可能
 - 国民の意欲は高い反面、取り組みは十分ではない
 - **基盤整備と普及啓発**等の推進がキーポイント
- 

■ 地球温暖化防止キャンペーンロゴマーク



④代替フロン等3ガス (HFC,PFC,SF6)の排出抑制

→ +2%

- 自然体で+5%となるところを+2%程度の影響に止めることを目標
- 産業界の行動計画のフォローアップ
- 新規代替物質の開発
- 代替物質を使用した製品等の利用の促進
- 冷媒分野でのHFCの回収・破壊の徹底

⑤ 温室効果ガス吸収源対策

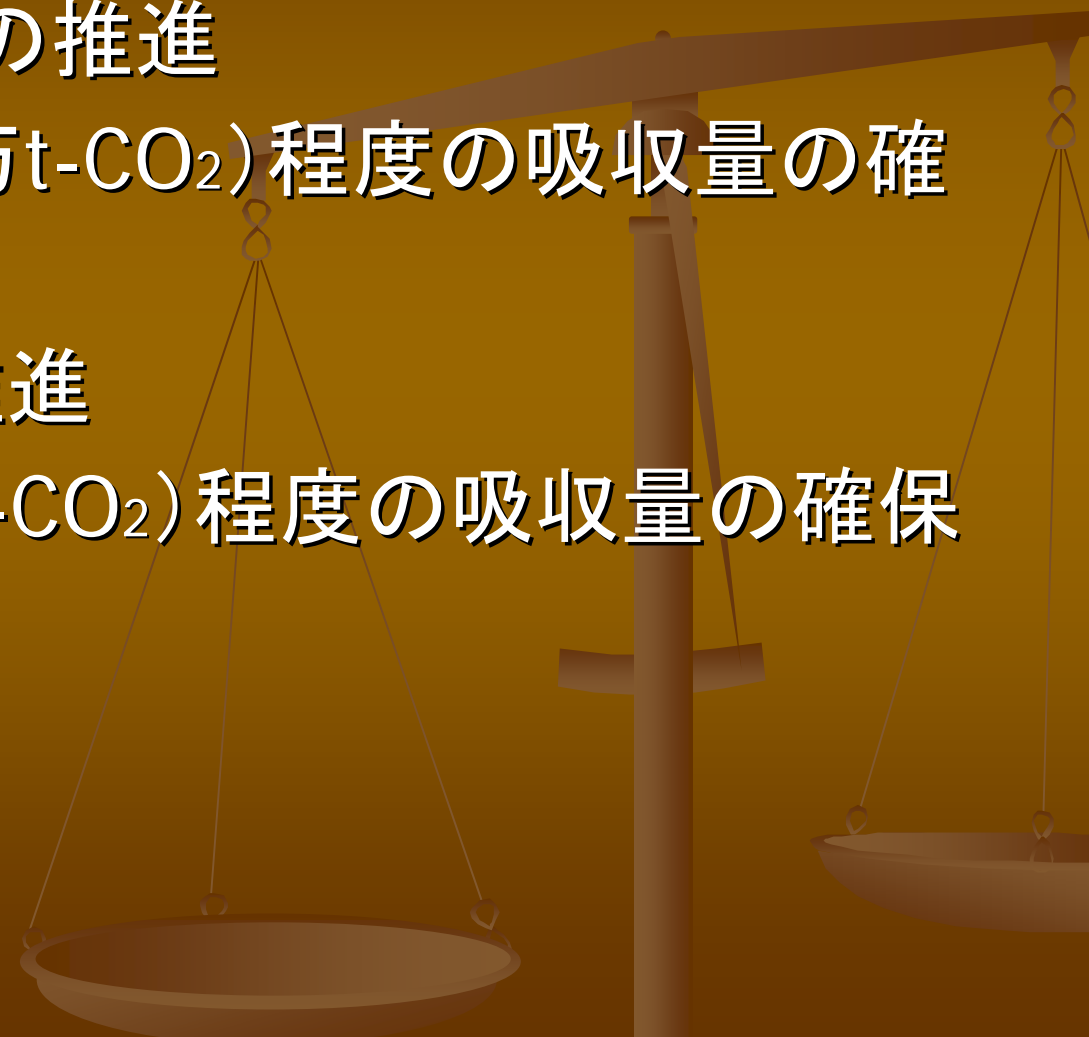
→ -3.9%

■ 森林・林業対策の推進

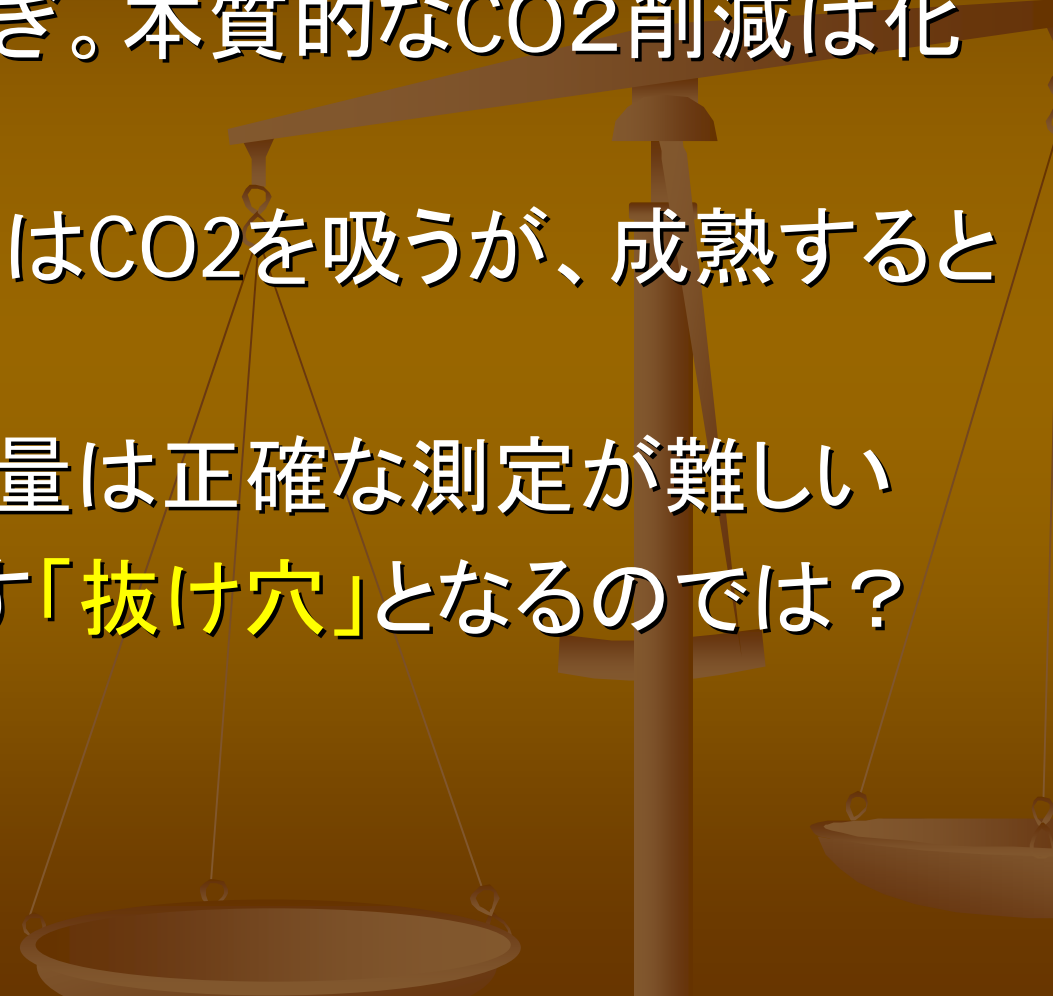
→ 3.9% (4,767万t-CO₂) 程度の吸収量の確保が可能

■ 都市緑化等の推進

→ 0.02% (28万t-CO₂) 程度の吸収量の確保が可能



吸収源への疑問 by EU,途上国

- 吸収は一時しのぎ。本質的なCO₂削減は化石燃料削減
 - 森林は成長期にはCO₂を吸うが、成熟すると排出する
 - 森林などの吸収量は正確な測定が難しい
 - 吸収したとみなす「**抜け穴**」となるのでは？
- 

吸収源の扱いの変遷

- 1997.12 COP3(京都会議)

吸収源の一部の利用を認める

- 2000.11 COP6(ハーグ会議)

吸収源の扱いをめぐって合意が得られず、決裂

- 2001.3 アメリカが離脱を表明

- 2001.11 COP7(マラケシュ会議)

大幅な吸収源利用を認める(特に日本・カナダ・ロシア
に対して)

→日本は自然の吸収分すべての利用を可能とする
3.9%分の上限枠を認められた

日本政府が依存する「吸収源3.9%」

- 削減目標6%のうち3.9%→大きい！
- 京都議定書の「人為的で追加的な吸収分」のみを算入するという基本的考え方との矛盾
- 本来は、吸収源利用は1990年以降の吸収増加分のみ
→やっぱり吸収源3.9%は抜け穴？

ちなみに…

ノルウェー、オランダ、スウェーデンは、上限枠を認められているにも関わらず、国内対策として**吸収源を利用しない方針**

⑥ 京都メカニズムの活用 → -1.6%?

- 原則：国内対策に対してあくまでも補足的
- 京都メカニズムを有効に活用していくための体制の整備が必要
 - ・JI、CDMに係る事業承認体制の整備
 - ・国別登録簿等の整備
 - ・その他の政策
 - ・2008年以降の本格的な活用に向けた必要な制度の在り方等の検討

新大綱の評価

- 実効性にかける??

温室効果ガス排出削減の定量的基準が確実に達成される対策が少ない。(個人に依存する省エネ行動・エコドライブなど)

- 旧大綱と変わっていない??

新大綱は6%の割り振りをほぼ踏襲しており、大枠は削減の実をあげられなかった旧大綱の検証の上に立ったものとはなっていない。

- 策定過程の密室性が高い??

国会の関与がなく「地球温暖化対策推進本部」という行政だけで決めてしまっている。

今後

- 地球温暖化対策推進本部は、2004年・2007年に本大綱の内容の評価・見直しを行う



おしまい

